

外国籍部員の扱いについての規定

■ 以下の要件を満たす外国籍部員は選手登録ができる

- A. 日本で義務教育を修了し、日本に在住する外国籍部員
- B. 日本の高等学校卒業又はそれに準じる資格で大学に入学し、日本に在住する外国籍部員
- C. 日本での永住権を保有する外国籍部員
- D. 日本の大学に外国から留学する際に、一般ビザのうち留学ビザ（*）を取得した外国籍部員

尚、いずれの場合においても、学生テニス連盟は選手に対して、その資格を証明するものの提示を求めることができる

選手登録の可否が不明な登録申請については、各連盟が設ける「選手資格審査委員会」（全日本学生テニス連盟の場合は「理事会」が審査する）が、標記の方針に基づき、可否を決定する。

以上

参考

*留学ビザ活動要件

本邦の大学、これに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して、本邦の大学に入学するための教育を行う機関、高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学してまたは通信により教育を受ける場合を除く）。